

「茂原市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）」に対する

パブリックコメント（意見募集）の結果について

「茂原市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）」について、みなさんからご意見をいただくために、パブリックコメントを実施したところ、結果は以下のとおりでした。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見等の募集期間

平成30年 1月17日（水）～平成30年 2月 5日（月）

意見等の受付人数及び件数

1人 7件

（提出方法 持参 0人 郵送 0人 ファクシミリ 1人 電子メール 0人）

お寄せいただいたご意見の趣旨およびご意見に対する市の考え方

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	「通いの場」について、地域の中で、地域包括支援センター・生活支援コーディネーターの連携のもと、具体的に歩いて行ける場所に地域住民が自主的に「通いの場」をつくるために、その核となる「地域福祉サポーター（仮称）」の養成講座を公募により実施し、多くの地域で「通いの場」の実現を求めます。	地域住民が気軽に集まることのできる「通いの場」をつくるために、市では“もばら百歳体操”を推進しています。そのために、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターや理学療法士などの専門職、また、千葉県研修を受講した方たちで構成される介護度重度化防止推進員とも連携を図りながら進めています。 今後も住民主体の通いの場が市内各地につくれるよう、取り組みを進めていきます。

2	<p>在宅介護について、不安に感じる認知症への対応について、例えば講習や交流・相談の開催や、また介護離職を防ぐために土日祝日の電話相談（24時間対応。施設に委託するなど）等、課題に対する更なる具体的方策を求めます。</p>	<p>認知症の方が地域で暮らしていくためには、地域の支えが重要となります。そのため市では“認知症サポーター養成講座”の継続的な実施や、認知症の方とご家族の方がサービスを円滑に受けられるよう“認知症ケアパス”を作成するなど、認知症の方や認知症の方を介護する方の不安や負担を軽減できるよう取り組んでいます。また、市内の介護関係者により認知症の方やご家族の方が介護の悩みなどを気軽に話し合える場として“認知症カフェ”が運営されています。相談については、認知症の関係も含め、高齢者の相談窓口として地域包括支援センターが担っているところです。</p> <p>また、介護離職を防ぐために、適切な施設整備や介護サービスの提供体制の構築を進めておりますが、情報提供の方法や相談体制の構築についても、介護と仕事の両立を希望する家族の不安や悩みを解消できるよう適切な方法を検討していきます。</p>
3	<p>地域包括ケアシステムについて、生活支援体制整備推進協議体、生活支援コーディネーターの目的・内容はどのようなものなのでしょうか。地域包括ケアシステムの深化・推進の中での位置づけを教えてください。</p>	<p>地域包括ケアシステムは、医療や介護・住まいなどの様々なサービスを適切に、切れ目なく、包括的に提供できるようにし、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をしていくために必要不可欠なシステムです。</p> <p>生活支援コーディネーターは、多様な主体が参画し、課題の発見や情報共有等について協議する生活支援体制整備推進協議体の中で、地域の課題等を見つけながら、介護保険サービスだけでなく地域住民と地域で行われている自主活動などを結びつけるなど、住民が必要としているサービスを適切に受けられるような体制を作るために設置されています。</p>
4	<p>地域密着の施策が重要です。生活圈域ごとの実施を求めます。</p>	<p>現在、市に4つの日常生活圏域を設定し、地域包括支援センターを圏域ごとに設置しています。</p> <p>地域包括支援センターや様々な職種、住民との連携を図りながら地域の特性に応じた施策を展開していけるようにしていきます。</p>

5	<p>広報もばらにもありますように、総合相談窓口の設置、及び軽度の要支援者等に対する生活支援の仕組み作りが求められていると考えます。</p> <p>家事援助（掃除・料理・外出付き添いなど）の支援が必要な人と、支援ができる人が研修をもとにコーディネーターがマッチングし、有償ボランティアでの提供する、子どものファミリーサポートのようなしくみが必要です。先進市に学び支援者の養成、支援者の登録、コーディネーターの配置など一連の取り組みが早急に求められていると思います。このような仕組みづくりがどのように実施されるのでしょうか。</p>	<p>高齢者の相談窓口として、4つの地域包括支援センターが各圏域において各種相談をうけているところですが、今後も連携を深めながら情報の共有を図るなど、適切に対応していきます。</p> <p>軽度の要支援者等に対する仕組みについては、介護予防・生活支援サービス事業として、“生活支援訪問サービス”を実施する体制を既に整えています。</p> <p>生活支援訪問サービスは主に家事の支援が必要な方に対するサービスで、ヘルパーの資格がない人でも市独自の研修を受けることにより、安価にサービス提供ができる仕組みとなっています。</p> <p>市の制度以外でも、地域の方が電球交換などを有償ボランティアで行っている地域もあります。</p> <p>今後は、生活支援コーディネーターと連携を図りながら地域のニーズと地域で独自に行われているサービス等をマッチングできるよう進めていきます。</p>
6	<p>介護保険料について、介護保険基準額は1期（平成12年度～平成14年度）が31,100円、7期（平成30年度～平成32年度）は61,200円と倍になっています。今後、少子高齢化の中でさらに介護の増大が予想されますが、第1号被保険者の保険負担もさることながら、第2号被保険者やその次の世代まで持続可能なのか、市民の協力のもと課題を先送りせず、効果的な取組みを進めることが待ったなしであると考えます。</p> <p>7期計画を実施する中で、次期の第8期計画に向けて保険料を抑制されたかどうか見える化に努めていただきたいと思います。</p>	<p>高齢化率の上昇に伴い、介護サービス利用者の増加が想定されることから、介護保険料の上昇は避けられないものと考えております。</p> <p>そのような中で、できる限り地域の高齢者がいつまでも健康でいきいきとした暮らしを続けられるよう、もばら百歳体操などの介護予防活動や生活支援訪問サービスを実施していく中で、元気な高齢者が増えることにより介護保険料の抑制にもつながるようになればと考えています。</p>
7	<p>今後の計画の評価について、PDCA（計画・実施・評価・見直し）での評価をし、実施の進捗状況をわかりやすく情報提供をお願いします。</p>	<p>PDCAによる評価については、継続して実施していき、またその結果についても市民の皆様にもわかりやすく情報提供ができるよう努めていきます。</p>